令和5年（2023年）10月から

環境部からのお知らせ

『充電式電池内蔵の小型家電・電池類』の定期収集が始まります。

豊中市では、火災事故を未然に防ぐため、「充電式電池内蔵の小型家電・電池類」の分別区分を新たに設け、令和5年（2023年）10月から、これまでの拠点回収に加え、2週間に1回の定期収集を開始します。

本市の処理施設（豊中伊丹スリーR・センター）では、近年、不燃ごみ等へ混入した充電式電池内蔵の小型家電製品および電池類を原因とする発火の検知件数が年々増加傾向にあり、最悪の場合は、処理施設や収集車両での火災事故につながることから、同定期収集を開始するものです。

- **回収開始日**　令和5年（2023年）10月2日（月曜）
- **回収対象**　一辺が30cm未満の充電式電池内蔵の小型家電製品および電池類
- **回収日**　「空き缶・危険ごみ」の回収日と同日　※わが家のごみカレンダーに記載の 缶 の日
- **出し方**　市指定ごみ袋に入れて排出。

「空き缶・危険ごみ」と同じ袋に入れないでください。処理施設での発火原因になります。

※ スマートフォン等、個人情報が含まれるものは、データを消去してからお出しください。
※ 電池類は、電極（+極、-極）をセロハンテープなどで覆ってからお出しください。
※「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」には出さないでください

回収対象品目例

電子タバコ・携帯型扇風機・スマートフォン・携帯電話・ノートパソコン・電気シェーバー・電動歯ブラシ・電子ゲーム機器・タブレット端末・デジタルカメラ・ビデオカメラ・電動工具・デジタル歩数計・家庭用電気治療器・ワイヤレスイヤホン等の充電機能のある製品

モバイルバッテリー・電動工具用充電池・ボタン電池・乾電池等の電池類

発火事故防止のため、皆様のご協力をお願いします。

電子タバコや携帯型扇風機などの小型家電製品には、リチウムイオン電池などの充電式電池が使用されており、処理施設や収集車両での作業工程で過度な力が加わると、電池内の電極がショート（短絡）し、発熱・発火することがあり大変危険です。

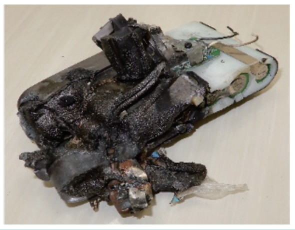

処理施設内で発火した充電式電池

拠点回収もご利用ください

現在、市内施設等に設置している「使用済小型家電回収ボックス」及び「水銀使用廃製品回収ボックス」での拠点回収も継続して実施いたしますので、引き続きご利用ください。

使用済小型家電

水銀使用廃製品

『充電式電池内蔵の小型家電・電池類』の定期収集開始についての詳細は、こちらの二次元コードから、市HPをご覧ください。

今回の新分別収集の開始について、ご希望の団体（おおむね10名以上）を対象に市職員出張型の地域説明会を実施しています。（所要時間は、約30分です。）詳しくは、裏面のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

リユース子ども服をきっかけに地域の活性化につなげませんか？

豊中市では、町内会や保護者会、子ども会など、地域のイベントで子ども服を配布していただける団体にリユース子ども服を無償で提供しています。みなさまのお住まいの地域で気軽に出展してみませんか？
陳列用のパイプハンガーなども無料で貸出ししています。
詳しくは、下記までお問い合わせください！(*^▽^*)

下の二次元コードから市ホームページをご確認いただけます。

令和5年(2023年)10月から

ひと声ふれあい収集の制度が変更になります。

平成19年(2007年)7月からごみ出しが困難な世帯を対象とした『ひと声ふれあい収集』を行ってきましたが、行政サービスの見直しに伴い、令和5年(2023年)10月1日以降に新規申し込みされた世帯を対象に新制度の『ふれあい収集』へ移行します。

ごみの排出方法

週に1回、指定した曜日に指定した場所へ専用のステッカー(新規申込の方にお渡しします)を貼って12：00までに出していただきます。
※現在『ひと声ふれあい収集』をご利用中の世帯については、サービス内容に変更はありません。

利用できる世帯

市内に住民票を有し、かつ市内に居住する次のいずれかに該当する世帯で、世帯構成員が家庭系ごみ等をごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯

- 要介護度2以上の認定を受けた65歳以上の世帯
- 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級または2級の身体障害者の世帯
- 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの知的障害者の世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の精神障害者の世帯

下の二次元コードから市ホームページをご確認いただけます。

お問い合わせ：
豊中市環境部
家庭ごみ事業課
住所：豊中市走井2-5-5
TEL：06-6843-3512　FAX：06-6857-2767
E-mail：kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp